

## 倫理委員会 運営要綱

### (役 割)

第1条 倫理委員会は、理事会直轄の本部委員会として、電気学会の健全な事業運営に寄与するとともに会員に対するサービスを充実させるための一環として、倫理綱領・行動規範の周知・啓発・運用等についての審議を行うとともに、それに基づく運用を行い、倫理綱領がすべての会員の理解と支持を得るとともに、会員の倫理綱領・行動規範に沿った真摯な行動を通じて、電気学会が社会の信頼と期待を負託された技術者集団としての発展を支援することを目的とする。

### (審議事項)

第2条 倫理委員会は上記の役割を果たすため、下記各項について審議を行う。

- (1) 会員への周知と普及活動
- (2) 倫理教育支援活動
- (3) 倫理教育用教材の整備
- (4) 倫理問題発生時などへの対応
- (5) 会員支援と報告制度（相談窓口）のあり方
- (6) 褒賞・顕彰、監査（罰則）制度の構築
- (7) 電気学会「倫理綱領」、「行動規範」の継続的見直し
- (8) 関連学協会との連携
- (9) 電気学会関係会議体での「規程・運営要綱」の整備との連携
- (10) その他必要な事項

### (構 成)

第3条 倫理委員会の構成員は次の各項による。

- (1) 委員長 電気学会の運営に経験を有する（原則として副会長以上の経験者）とともに、技術倫理について十分な認識を持つ有識者から選任する。会長が指名し、理事会が承認する。
- (2) 副委員長 委員長を補佐するため、電気学会の運営に経験を有する（原則として副会長以上の経験者）とともに、技術倫理について十分な認識を持つ有識者から委員長が選任する。
- (3) 第1号委員 大学、研究所、産業界などにおいて、技術倫理について十分な認識と経験を持つ学会員から委員長が選任する。
- (4) 第2号委員 総務企画、編修、研究経営を担当する各副会長、専務理事、総務企画理事、編修理事、研究経営理事、ならびに特別委員会関係者とする。
- (5) 特別委員 アドバイザーとして、電気学会の会員ならびに非会員で、倫理に造詣の深い有識者から委員長が選任する。
- (6) 幹 事 正員の中から若干名を委員長が指名する。
- (7) 委員長が必要と認めた場合は構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (任 期)

第4条 各委員等の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

ただし、第2号委員の任期は、当該担当役員の任期開始から終了までとする。ただし、任期終了後も必要に応じて第1号委員に就任できるものとする。

(下部組織)

第5条 倫理委員会の下部組織として、「広報WG」、「教育WG」を置く。

- 2 必要に応じ、該当する部会やワーキング・グループを設置することができる。

(開催)

第6条 倫理委員会の開催は、原則として年3回以上とする。

- 2 過半数の委員からの要求がある場合、緊急に審議する事項が発生した場合には、委員長は委員会を開催（メール審議を含む）しなければならない。
- 3 委員会は、委員長が招集し委員長名で事務局が構成員に通知する。
- 4 委員会の成立には、構成員の過半数を要する。
- 5 必要に応じて、委員長・副委員長・幹事からなる幹事会を開催する。

(運営)

第7条 委員会の運営は次による。

- (1) 第1号委員及び第2号委員は、同等の責任において委員会の円滑な運営にあたる。
- (2) 第2号委員は、理事会との密接な連携を図るとともに、適宜理事会にて状況報告を行う。(原則として、専務理事がその任に当たる)
- (3) 表彰、懲罰等の審議・実施に当たっては、電気学会内の当該委員会と密接な連携を図る。
- (4) 幹事は、議決事項をあらかじめ明確にしておく等、委員長を助け議事が円滑に進むよう事務的な配慮を行う。
- (5) 下部組織のWG主査は、適宜、活動状況あるいは計画を報告する。
- (6) 議案は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係学協会との連携)

第8条 倫理委員会は電気学会を代表して技術倫理協議会に参加し、関係各学協会と連携を図るとともに、協同して必要な行事を企画・実施する。

- 2 技術倫理協議会の委員として、副委員長ならびに2号委員のうち専務理事がその任にあたる。

(事務)

第9条 事務局は、教育関係事業の担当箇所が行う。

- 2 事務局は、資料の整備等会議に必要な準備を行う。
- 3 事務局は、会員からの問い合わせに適切に対応するとともに、重要事項については遅滞なく、委員長に報告する
- 4 議事録は、幹事が作成し、次回の会議で確認の後、別に定める期間、事務局が保管する。

(改定)

第10条 本運営要綱の改定は倫理委員会において行い、理事会にて承認する。

(付則)

- 1 本運営要綱は平成21年9月18日、倫理委員会にて承認。
- 2 本運営要綱は平成21年10月14日、理事会にて承認、制定、施行する。